

新たな食料・農業・農村基本計画について

農林水産省大臣官房政策課

平成27年3月31日に、農政の中長期のビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。この基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき決定された4回目の基本計画となります。

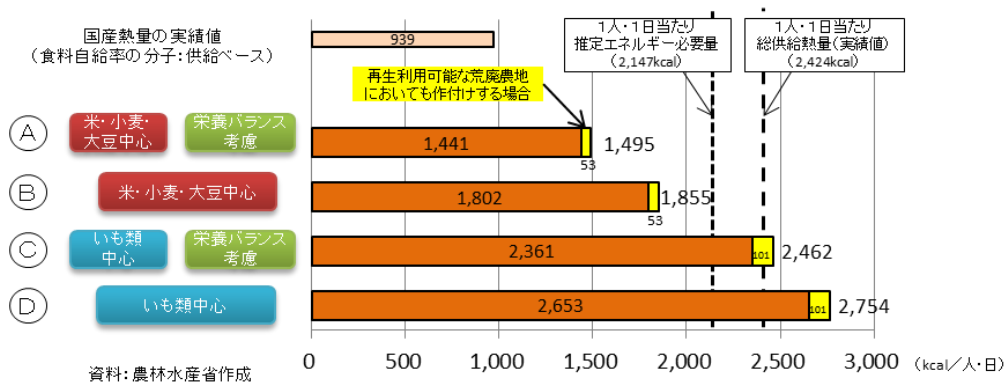
この基本計画では、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理しています。その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、基本法に掲げる「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」及び「農村の振興」という4つの基本理念の実現を図っていくため、施策の基本的な方針として、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として進めていくこととしています。

新たな基本計画の構成

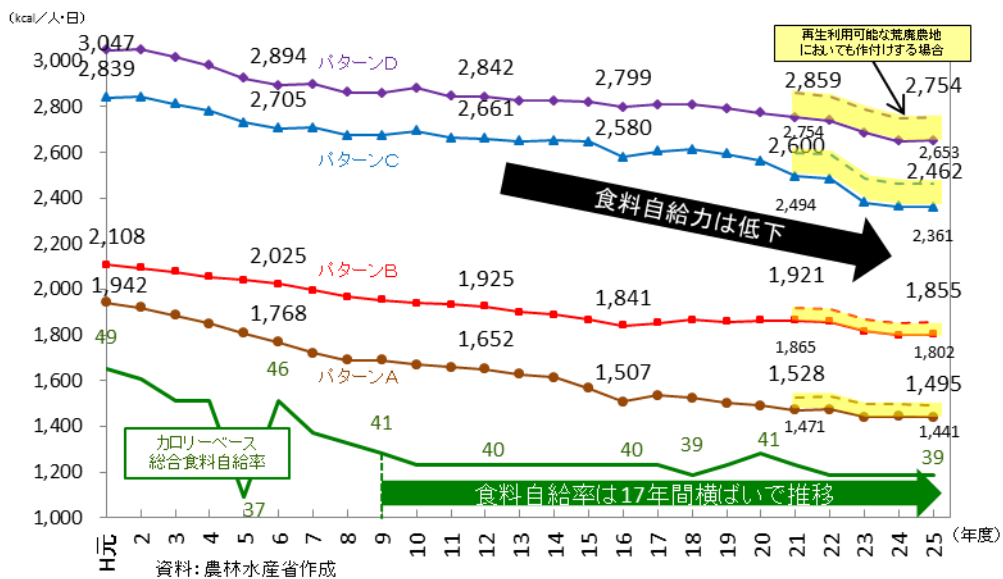


また、食料自給率目標については、計画期間内における実現可能性を重視し、10年後（平成37年度）にカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に、飼料自給率については現状26%から40%に引き上げる目標を設定しています。この中で、牛肉の平成37年度の生産努力目標として、現状51万トンから52万トン（1人・1年当たり消費量の見通しは現状6.0kg/人・年から5.8kg/人・年）と定めています。さらに、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに提示し、食料安全保障に関する国民的な議論を深めたいと考えています。

食料自給力指標の姿(平成25年度)



食料自給力指標の推移



さらに、具体的施策として、①輸出拡大に向けた取組の強化や6次産業化の促進による新たな需要の取り込み、②農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化や米政策改革の着実な推進による需要に応じた生産の推進、③農協改革や農業委員会改革による意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境づくり、④集落機能の「集約とネットワーク化」など地方創生に関する取組の強化などを進めていくこととしています。

畜産関係については、「畜産クラスターの構築等による畜産の競争力強化」と項目を整理し、畜産クラスターの推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図ることとしています。その際、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボット等の活用を通じた労働負担の軽減、性別別受精卵・精液を活用した優良な乳用後継牛の確保等を推進することとしています。また、生産性の高い草地への改良、水田を活用した飼料作物やエコフィード等の生産・拡大等により、国産飼料の利用を推進することとしています。

今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくために、関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。(基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryuu.html) をご覧ください。)